

優生保護法とは



優生保護法は1948年、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止すること」(1条)を目的に制定されました。法の下、特定の障がいや疾患を持つ人に対し、卵管や精管を結ぶなどの方法で生殖を不能にする強制不妊手術が行われました。

優生保護法が母体保護法に改組された1996年に至るまでに行われた手術の件数は全国で約1万6500件に上りますが、これまでに国からの謝罪や補償は一切行われていません。中でも北海道では全国で最も多い2593件の強制不妊手術が行われ、その背景には行政による積極的な働きかけがありました。

仙台に続き、今年5月には北海道でも小島喜久夫さんが原告となって、国の責任を問う訴訟を提起しました。すべての人の自由や尊厳が大切にされる社会を求めるたたかいであり、多くのおみなさまのご支援をお願いいたします。

原告 小島喜久夫さんの紹介



小島さんは、生後まもなく子どものいない農家に引き取られましたが、養父母の間に実子が生まれて関係が冷え込み、生活が荒れるようになりました。19歳のころ、養父が自宅に呼んだ警察官に手錠を掛けられ、札幌市内の精神科病院に連行され、そのまま強制入院させられました。入院の理由を尋ねると「精神分裂病」と言われました。ある日、婦長から「明日、子どもを出来なくする手術をするから」「あんたたちみなの子どもを作ったら大変だから」と言われました。そして、小島さんは不妊手術をされてしまいました。



小島さんは手術を受けたことを妻にも打ち明けることができずでしたが、仙台の提訴報道を見て、妻に打ち明けました。手術から実に50年以上も経っていました。

小島さんは実名提訴に踏み切った理由をこう説明します。「声にできない人たちの励みになろうと思った」小島さんの行動によって勇気付けられた被害者が少しずつ声をあげはじめています。この声を大きなものにするために、みなさまの応援をよろしく申し上げます。

第1回裁判傍聴への呼びかけ



2018年9月28日(金)午前10時から札幌地方裁判所805号法廷で第1回裁判が開催されます。

傍聴は抽選となりますので午前9時20分までに裁判所にお越しください。

ぜひ傍聴応援をお願いいたします。

裁判後の報告会では精神科医野田正彰氏の講演を予定しています。